

企業法

本試験

問題 6 種類株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

～ 略 ～

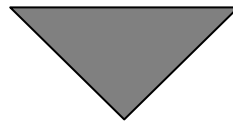
ウ. 公開会社は、議決権制限株式の数が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときは、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない。

エ. 公開会社は、譲渡制限株式の数が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときは、直ちに、譲渡制限株式の数を発行済株式の総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない。

《解答 6》

ウ. 本肢の記述は正しい。公開会社は、議決権制限株式の数が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときは、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない（115 条）。

エ. 本肢の記述は誤りである。本肢は、譲渡制限株式を議決権制限株式に換えると正しい肢となる（115 条参照）。



短答ポイントアップ答練 第 1 回

問題 8 種類株式に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。なお、本問では、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。

～ 略 ～

エ. 種類株式発行会社が公開会社である場合において、議決権制限株式の数が発行済株式総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときには、直ちに議決権制限株式の数を発行済株式総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない。

《解答 8》

エ. 正 種類株式発行会社が公開会社である場合において、議決権制限株式の数が発行済株式総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときには、直ちに議決権制限株式の数を発行済株式総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない（115 条）。制限を超えて議決権制限株式を発行する場合であっても、無効とはせず、直ちに、少数者による会社支配という状況を脱するための措置を構ずることを義務付けたものである。なお、公開会社でない株式会社については、このような規制が設けられていない。